

復興大臣 田中 和徳 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

令和元年 11月5日

福島県双葉郡浪江町長 吉田 数博



福島県双葉郡浪江町議会議長 佐々木 恵寿



浪江町は原発事故による全町避難以降、除染・賠償見直し・医療健康問題など復旧・復興と町民の生活再建のため、関係機関のご支援のもと、全力を挙げて取り組んできた。

一昨年、当町の一部地域の避難指示が解除され、また、福島復興再生特別措置法の改正により、特定復興再生拠点区域の整備の道筋が示されており、町の再生に向けた環境改善が進んでいる。

しかしながら、当町は、未だ町内居住人口が震災前の約5パーセント程度であり、真の復興及び再生は緒に就いたばかりである。放射線量による不安や風評被害、十分な生活環境の確保など乗り越えるべき課題はまだ山積している。

さらには、双葉郡北部の復興拠点としてイノベーション・コースト構想を具現化することが、当町の復興はもとより双葉郡全体の復興のためにも極めて重要となっている。

今後とも、国は原子力災害の現状を正しく認識され、直面する生活・生業の再建に必要な支援を継続するよう強く求める。

上記の状況を踏まえ、次のとおり要望する。

1. 復興推進体制の継続

（復興・創生期間後の復興庁の体制継続）

・復興・創生期間後の復興庁の後継組織については、現行どおり専任の大臣を置き、復旧・復興事業の推進や町の要望・課題にワンストップで対応できる支援体制の継続を維持すること。

※令和元年 9 月 18 日付「浪江町の復興・創生に向けた要望書」の再要望事項

（復興・創生期間後の財源確保と人的支援）

・復興・創生期間後も復興庁の後継組織が中心となり、復旧・復興事業の継続的な財源確保や人的支援等、町民の帰還を促進するために最大限の支援をすること。

※令和元年 9 月 18 日付「浪江町の復興・創生に向けた要望書」の再要望事項

2. 生活環境の整備

（復興に必要な環境整備）

・医療・介護福祉・教育環境等、町の復興に必要な環境整備を早急に進めつつ、持続的に運営するための財源確保や、人的支援等、最大限の支援をすること。

また、双葉地方広域市町村圏組合で管理・運営する双葉町（浪江町との町境）に設置されている聖香苑（斎場）について、再開できるよう財政支援をすること。

（中心市街地の再生）

・浪江駅前周辺における中心市街地の再生について、住環境の整備も含めた中心市街地の包括的な整備に係る財政支援を行うこと。

※令和元年 9 月 18 日付「浪江町の復興・創生に向けた要望書」の再要望事項

（環境回復に向けた確実な対応）

・避難指示解除区域について、家屋の解体、町民等の意向に応じたフォローアップ除染、学校・通学路等の線量モニタリング等、環境回復に向けて柔軟かつ確実に対応するとともに、長期的に個人が受ける追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となるよう努めること。

(道路の整備促進)

・復興事業の進展により大型車両の往来が多く、町道の損壊や交通渋滞が顕著になっている。そのため、町道の復旧に対する支援をすることに加え、国道114号の改良等整備計画を一刻も早く実現するとともに計画以外の未改良部分の早期整備を実現させるため、必要な支援を行うこと。

(物流の運送事業者における路線便の再開)

・運送事業者における路線便については、町外の拠点までの配送にとどまり町内の荷主まで配送されていないことから、物流の路線便の再開に向けて積極的に関係者間の調整を図ること。

(空き地の環境保全)

・環境省による家屋解体後の空き地について、遠隔地や高齢の避難者はこうした空き地の管理が難しく、景観悪化や有害鳥獣の住処となる懸念があるため、除草等の環境保全対策への支援をすること。

(デマンドタクシーの継続)

・帰還した町民には高齢者も多く、交通手段のない町民のためにデマンドタクシーを運行しているが、引き続き運行に係る財政支援を行うこと。

3. 農林業の再生

(農業の再生)

・早期に農業再生を図るため、営農再開に向けたビジョン策定と実行、カントリーエレベーター整備やほ場整備等を進めるに当たり、迅速かつ柔軟な対応をするとともに財源確保や人的支援、風評被害の払拭等、最大限の支援をすること。

※令和元年9月18日付「浪江町の復興・創生に向けた要望書」の再要望事項

(農地保全管理の柔軟な対応)

・農業用水路の復旧状況や農家の意向等被災地域の実情を踏まえ、農地保全管理に対する支援の期限を延長するなど、農地保全管理について柔軟な対応を図ること。

(機構集積協力金の柔軟な対応)

・農地における機構集積協力金は、制度見直しにより交付要件が厳格化されているが、避難指示解除までに時間を要した当町では人・農地プランの策定には至っておらず、制度見直し前の要件での支援を受けていない。そのため、この地域の実情を踏まえ特例的に交付要件を緩和するなど、柔軟に対応すること。

(有害鳥獣対策の実施)

・イノシシなどの有害鳥獣については、農作物への被害のみならず帰還意欲の阻害要因にもなっているため、有害鳥獣対策に係る財政支援と広域的な対策を実施すること。

(里山再生モデル事業の継続)

・2019年度末が事業計画の終期となっているが、これまで十分な成果が見られないため、より効果の高い事業の実施と対象エリアの拡大に向けて、次年度以降も事業を継続しながら定期的に成果報告を行うこと。

4. 帰還困難区域の再生

(特定復興再生拠点区域の環境整備)

・特定復興再生拠点区域については、当町の策定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された内容、趣旨が実現できるよう、必要な環境整備と財政支援をすること。

(特定復興再生拠点区域外の環境保全及び解除方針)

・特定復興再生拠点区域外について、荒廃家屋の解体や繁茂した草木の伐採等、環境保全に努めるとともに、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて、今後の政策の方向性を早急に示すこと。

※令和元年9月18日付「浪江町の復興・創生に向けた要望書」の再要望事項

5. 被災者生活支援

(高速道路無料化の継続)

・避難者の一時帰宅や避難により離散した家族を繋ぐため、ふるさと帰還通行カードの期限延長とその延長に伴う更新等の手続きの簡素化を実施すること。

(国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続)
・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の医療費一部負担金、介護保険サービスに係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、介護保険料及び障害福祉サービス、子ども医療費等に係る利用者負担の免除措置等に対する財政支援を継続すること。

(固定資産税における住宅用地の特例の適用期間延長)
・固定資産税における解体住宅敷地の住宅用地の特例について、震災の翌年度から10年間ではなく、避難指示解除の翌年度から10年間まで延長するよう制度を見直すこと。

(原発避難者特例法の継続)
・未だ多く町民が避難していることから、原発避難者特例法の特例事務の措置を引き続き継続すること。

(被災者生活支援の継続)
・町外の災害公営住宅等に入居する被災者への生活支援(見守り、コミュニティ維持、被災者生活支援等)の制度を継続すること。

(東京電力の原子力損害賠償の柔軟な対応)
・東京電力の原子力損害賠償請求権の消滅時効について、未請求の方が多くいることから、被害者の個々の意向に応じた柔軟な対応をするよう東京電力に対し指導すること。

6. 医療体制等の整備

(医師の安定的な確保)

・地域医療提供体制を安定的なものとするために、切れ目のない医師確保に必要となる財政支援を行うとともに、人材確保対策を速やかに進めること。

7. 教育支援

(教職員等の復興加配等)

・教職員等の復興加配やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置及び財政支援をすること。

(通学バスの運行継続)

・町内居住人口が少ないため、なみえ創成小・中学校に通う生徒の通学時における、住民の見守りによる防犯対策等が期待できない状況であるため、町は通学バスを運行しているが、運行を継続するために必要な財政支援等を行うこと。

(国際教育研究拠点の整備)

・復興庁で検討している国際教育研究拠点について、双葉郡北部地域に高等教育機関がなく、また福島水素エネルギー研究フィールド等の研究拠点が整備される当町に国際教育研究拠点を整備することは、復興と人材育成の観点から極めて有効であることから、当町も立地候補地の一つとして検討すること。

8. 産業の再構築

(企業誘致の支援)

・当町は雇用の場を創出し、帰還人口、流入人口を増やすため産業団地を整備しているが、町の産業再構築のため、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金や原子力災害による被災事業者の自立等支援事業等(帰還促進・事業再開支援事業等)の令和2年度以降の継続をはじめ、企業進出へ最大限の支援を行うこと。

(福島イノベーション・コースト構想の実現)

・福島イノベーション・コースト構想の実現を図るため、関連するプロジェクトの柔軟かつ着実な実施にとどまらず、地域経済への波及も含めた支援をすること。

(水素の利活用)

・福島水素エネルギー研究フィールドで作られた水素は、2020年東京オリンピック・パラリンピックで活用される見込みであるが、それ以降の具体的な事業の方向性を早急に示すとともに、町内外での水素利活用の拡大、ひいては水素社会の実現に向けて必要な施策と財源措置を講ずること。

(交流拠点の整備)

・震災遺構とする請戸小学校について、交流人口の拡大を図るため、交流・発信拠点として整備する復興祈念公園、アーカイブ拠点施設等の周辺施設を一体的・有機的に連携させること。

9. 町の存続に必要な不可欠な支援

（震災復興特別交付税制度の継続）

・当町は原子力災害の直接被災地であり、復興事業が復興・創生期間内に完遂できる状況ではないことを踏まえ、復興・創生期間後も震災復興特別交付税制度を継続すること。

（普通交付税の人口特例の継続）

・普通交付税の算定における人口特例を継続すること。

（上下水道事業の財政支援）

・上下水道事業を安定的に継続できるよう、営業収益の減収に対する賠償の継続、並びに運営に必要な財政支援をすること。

（以上）